

地域での介護予防活動

趣味を続けること、ボランティア活動に参加すること、町内会活動に取り組むことなど、生きがいや役割をもつことも効果的な介護予防の一つです。

地域包括支援センターでは、体操を行うサークルや交流を楽しむサロンなど、通いの場（自主サークル等）の活動を支援しています。住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるために、通いの場（自主サークル等）もご活用ください。

通いの場(自主サークル等)については、地域包括支援センターにお問合せください。

※地域包括支援センターは、皆さんのお住まいの地域ごとに設置されています。

名 称	所 在 地	電話番号
中央 地域包括支援センター	旭川市1条通9丁目右7号 マルトクビル2階	23-6022
豊岡 地域包括支援センター	旭川市豊岡3条3丁目5番10号 東部まちづくりセンター内	35-2275
東旭川・千代田 地域包括支援センター	旭川市東旭川北1条6丁目2番3号 東旭川支所内	36-5577
東光 地域包括支援センター	旭川市東光5条2丁目2番6号 東部住民センター内	76-6020
新旭川・永山南 地域包括支援センター	旭川市永山2条5丁目44番地	40-3003
永山 地域包括支援センター	旭川市永山3条19丁目4番15号 永山市民交流センター内	40-2323
末広・東鷹栖 地域包括支援センター	旭川市東鷹栖4条3丁目636番地 東鷹栖地域センター内	76-5065
春光・春光台 地域包括支援センター	旭川市春光5条4丁目1番16号 北部住民センター内	54-1165
北星・旭星 地域包括支援センター	旭川市川端町6条10丁目2番16号	46-6500
神居・江丹別 地域包括支援センター	旭川市神居2条10丁目3番8号	76-5511
神楽・西神楽 地域包括支援センター	旭川市神楽岡6条6丁目3番3号	66-5351

○開 設 日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

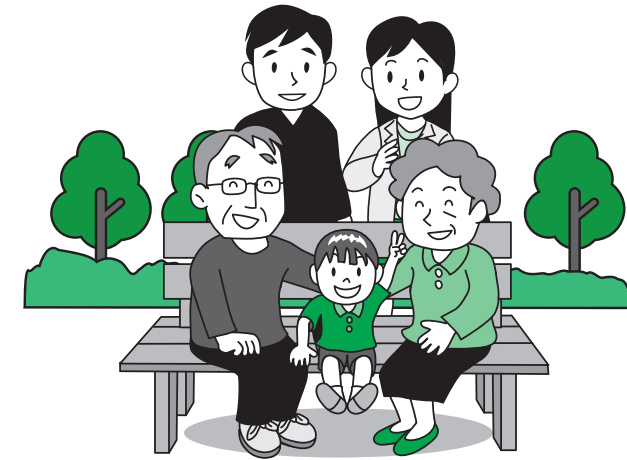
○開設時間 午前9時～午後6時



旭川市福祉保険部介護高齢課 〒070-8525 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎2階
電話 0166-25-5273 FAX 0166-29-6404

平成29年4月1日から

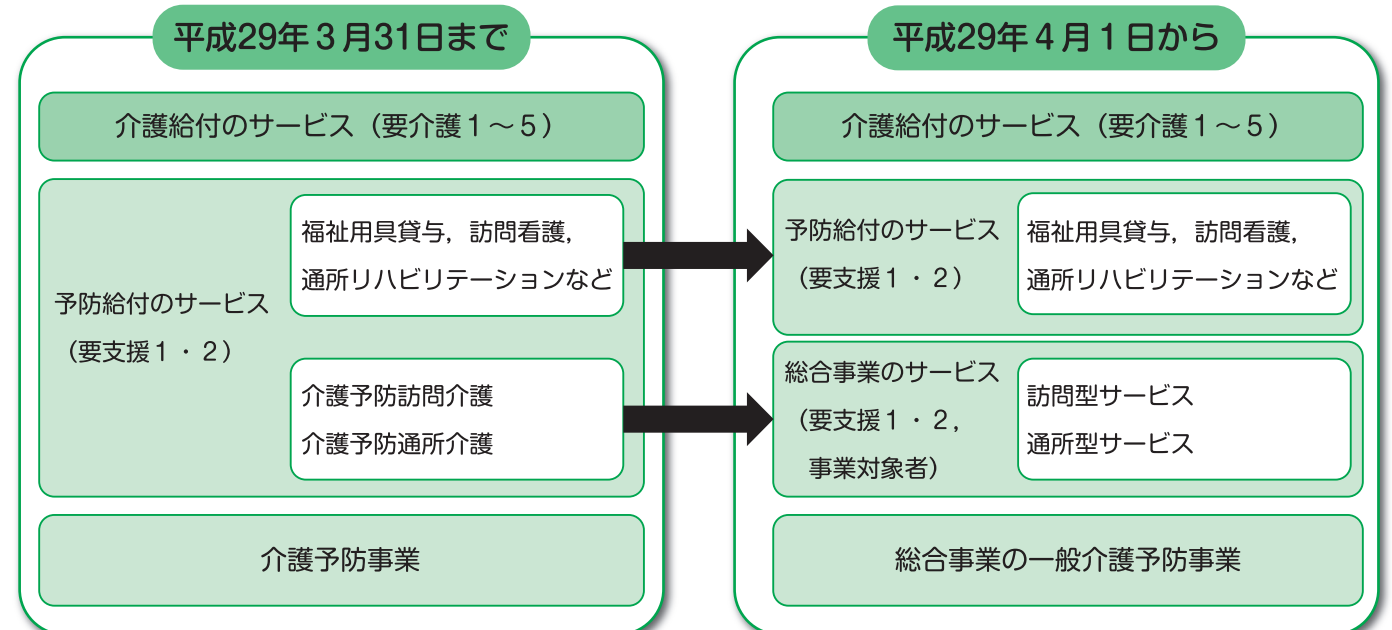
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります！



介護予防・日常生活支援総合事業とは

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、高齢者が増加していくことが予想されています。高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、また、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に発揮して要介護状態となることを予防するために、介護保険制度の改正により介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設されました。

平成29年3月31日までの要支援1・2の方に対する予防給付のサービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を4月1日から総合事業のサービスに移行し、市の事業として実施します。



※要支援1・2の方は、平成29年4月1日以後も介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスを受けることができます。